

公表基準表

原因等		患者重症度	死亡又は重篤な障害残存事例 (恒久)	濃厚な処置・治療を要した事例 (一過性)	軽微な処置・治療を要した事例 又は影響の認められなかった事例
1. 明らかに誤った医療行為又は管理に 起因して、	・ 患者が死亡し、若しくは患者に障害が残った事例		①医療上の事故等の発生後又は覚知後、 可及的速やかに公表 ②さらに、院内事故調査委員会等で事故 原因を調査した後、その概要、原因及び改 善策を自院のホームページに掲載する等 により公表		
	・ 患者に濃厚な処置若しくは治療を要した事例		病院内の医療安全に関する委員会等で事故原因等を調査した後、その概要、原因及 び改善策を自院のホームページに記載する等により公表		
2. 明らかに誤った医療行為又は管理は、 認められないが、医療行為又は管理上 の問題に起因して、	・ 患者が死亡し、若しくは患者に障害が残った事例 ・ 患者に濃厚な処置若しくは治療を要した事例		医療上の事故等に関する情報の登録分析機関である日本医療機能評価機構に報告し、同機構を通じて公表		
(医療行為又は管理上の問題に起因すると疑われるものを含み、当該事例の発生を予期しなかったものに限る。)					
3. 上記1、2のほか、医療に係る事故の発生の予防及び再発の防止に資すると考えられる警鐘的な事例 (ヒヤリ・ハット事例に該当する事例も含まれる)					

○ 医療上の事故等とは、疾病そのものではなく、医療を通じて発生した患者の有害な事象を言い、医療行為や管理上の過失の有無を問わない。合併症、医薬品による副作用や医療機器・材料による不具合を含む。

○ 合併症とは、医療行為に際して二次的に発生し、患者に影響を及ぼす事象を言う。なお、合併症には予期できるものと予期できないものがある。

○ 本表の「患者重症度」と国立大学附属病院医療安全管理協議会において定めた「インシデント影響度分類」(下記に表記)との関係については、患者が死亡、若しくは患者に障害が残った事例や濃厚な処置若しくは治療を要した事例は、「インシデント影響度分類」のレベル3b以上にあたる。なお、公表事例に該当するか否か、公表の方法等については、個別の事例ごとに、手続きと基準にのっとり総合的に判断する。

インシデント影響度分類

レベル	傷害の継続性	傷害の程度	傷害の内容
レベル5	死亡		死亡(原疾患の自然経過によるものを除く)
レベル4b	永続的	中等度～高度	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う
レベル4a	永続的	軽度～中等度	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない
レベル3b	一過性	高度	濃厚な処置や治療を要した(バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など)
レベル3a	一過性	中等度	簡単な処置や治療を要した(消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など)
レベル2	一過性	軽度	処置や治療は行わなかった(患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた)
レベル1	なし		患者への実害はなかった(何らかの影響を与えた可能性は否定できない)
レベル0	—		エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、患者には実施されなかった
その他			